

公立保育所での延長保育料の徴収について

子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、保育所での延長保育料の徴収について、次のとおり検討します。

●本市の保育時間 8 時間

本市公立保育所の開所時間 11 時間 30 分(7時30分～19時)
のうち、8時間(8時30分～16時30分)

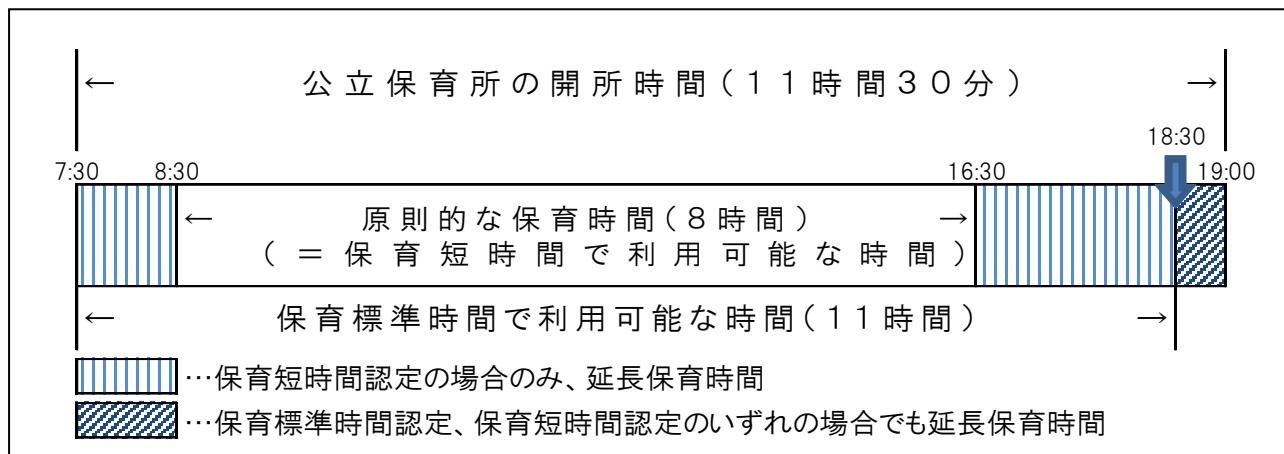
施設運営基準（第34条）

保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。

●延長保育時間（案）

| 保育時間 | 延長保育時間 | |
|-------------------------|---|-------------|
| 保育短時間認定の場合 (最大8時間) | 11時間30分のうち 8時間(8:30～16:30)を超えた3時間30分 | 下図の 縦線部分 |
| 保育標準時間認定の場合 (最大11時間) | 11時間30分のうち 11時間(7:30～18:30)を超えた30分 | 下図の 斜線部分 |

延長保育時間（保育短時間・保育標準時間）



●延長保育時間の考え方

①保育標準時間

本市の保育時間は8時間であり、これを超えたすべての時間が延長保育時間となる。

本来であれば、8時間を超えたすべての時間から延長保育料を徴収するところであるが、保育標準時間認定の場合の給付費は11時間分の運営費としているとしているため、当該11時間を超えた部分（18時31分～19時）を、保育標準時間認定の場合の徴収対象時間とする。

なお、11時間を超える延長保育に係る経費については、現在は市が全額を負担している。

②保育短時間

本市の保育時間のとおり8時間が給付費の対象であり、これを超えたすべての時間が延長保育時間となる。

●延長保育料の算定

延長保育料の算定に当たっては、延長保育にかかる経費を利用児童数で除し、算出した額に一定の割合をかけて算出するものとする。

徴収額については、今後、各保育所で要した人件費、光熱水費を経費として算出することとする。

他市の例

| 市町村 | 延長保育料 |
|----------|------------------------------|
| A市（京都府下） | 月額 3歳未満児 2,400円、3歳以上児 1,700円 |
| B市（京都府下） | 月額 3歳未満児 3,000円、3歳以上児 2,000円 |
| C市（京都府下） | 月額 2,500円（日額200円） |
| D市（奈良県下） | 月額 1,000円 |
| E市（大阪府下） | 月額 1,600円 |

●延長保育料徴収のための条件

本市では、以前から公立保育所における延長保育を実施していたが、国基準（常時有資格者2名配置）を満たすことにより、延長保育料を徴収することができるものと考える。

このため、延長保育時間の職員配置については、常時有資格者2名配置という条件を満たすことを前提とし、利用者負担を設定する。

●延長保育料の徴収方法

延長保育料の徴収は、次の理由により、利用登録による「月額負担制」とする。

○恒常的に延長保育を利用する世帯が多くを占めること。

○保護者が迎えにくる時間は日によって流動的であるが、保育所は常に職員体制を整えておく必要があること。

また、保育標準時間認定の場合の延長保育は、30分（18時31分～19時）という限定的なものであることから、利用時間帯を分けて徴収を行う必要がないものと考える。

●延長保育料徴収の目的

負担の公平性の観点から延長保育料を徴収

延長保育料の性質については、特定の利益を享受する人が公の施設の利用対価として、実費を支払う「使用料」と位置づけられることから、負担の公平性の観点から延長保育料を徴収する。

●保育料と延長保育料の位置づけ

○保育料の性格

保育の実施に要する費用を負担する負担金

保育料は、公の施設の利用対価として徴収するものでなく、入所に要する費用、入所後の保護に要する費用等、「保育の実施（児童福祉法24条）」に要する保育費用を扶養義務者に負担させるものであり、「負担金」に位置づけられる。

○延長保育料の性格

特定の利益を享受した人が支払う公の施設の使用料

延長保育は、保育の実施を超える部分について保育所の自主的な取り組みにより実施するもので、保育料と同じ負担金と解釈することは難しく、保育所という公の施設の利用対価として、長時間の保育（特定の利益）を享受する人がその実費を支払う、「使用料」に位置づけられる。